

ようこそ

インド全土の日本人コミュニティへ

YOKOSO

10

2026 OCT VOL. 141

無料

www.yokoso.co.in

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



☎ +91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

COMPLETE
Solutions
Service Apartment Pvt Ltd
☎ +91-98733-90356(En)

ems
Business Redefined

安らぎ
ホテル
YASUWAKI

UUNIQUE
Think India. Think Uunique

relocatte

KrayMan
Demystifying Complexities

さよならの後に、
新しい出逢いが
やって来る

www.formulaindia.co.jp

FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



佐竹真紀

✉ maki.satake@krayman.com



松田浩
日本公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



アंकフル・ベイロリア
(Ankur Bairoliya)

✉ ankur.bairoliya@krayman.com

所得税法2025年に基づく年次移転価格報告における主な変更点とその影響

所得税法2025年に基づく年次移転価格報告における主な変更点とその影響

2026～27年度(FY 2026-27)以降、国際取引および特定国内取引の報告に使用されている現行のForm 3CEBは、所得税法2025年に基づくForm No. 48に置き換えられます。

今回の変更は、既存のフォームの番号が変更されるだけのものではありません。Form No. 48では、取引ごとに整理された、より詳細な報告体制が導入され、独立企業間価格(Arm's Length Price、以下「ALP」)の算定により重点が置かれています。

納税者にとって、これは以下の対応が必要となることを意味します。

- 取引単位でのデータの充実：取引ごとに、より詳細な情報を準備する必要がある。
- 会計帳簿との照合の強化：会計帳簿の記録との整合性をより厳密に確認する必要がある。
- 移転価格分析の早期完了：移転価格分析を従来より早い段階で完了させる必要がある。

※ 用語: Arm's Length Price(ALP)＝独立企業間価格。

項目	Form 48における主な変更点	企業に求められる実務上の対応
取引報告	従来の条項(Clause)ごとの報告方式から、所定の取引区分に基づく報告方式へ変更され、システム上で生成された取引ID (Transaction ID)と紐付けて報告する形式となります。また、金額については「受取額(Received)」と「支払額(Paid)」を分けて記載します。	すべての国際取引および特定国内取引(SDT)について、該当する所定の取引区分を正確に特定し、支払額／支払予定額(Paid/Payable)および受取額／受取予定額(Received/ Receivable)を会計帳簿と照合する必要があります。
関連企業・関係者の識別	各関連企業(Associated Enterprise)はAE IDを通じて紐付けられ、みなし国際取引に関与する者はPerson ID、特定国内取引(SDT)の相手方はDAE IDによって識別されます。	会社名、住所、所在国、PAN／TIN／その他の識別番号、および所得税法上の正確な関連関係を記載したAEマスターを整備・維持する必要があります。
独立企業間価格(ALP)の算定	従来のように採用した算定方法のみを記載するのではなく、比較対象企業数、利益率／価格、算術平均値・中央値・レンジ、比較可能性調整、ALPおよび移転価格調整額など、より詳細な情報が求められます。	Form 48提出時点で、移転価格調査(TP Study)およびベンチマーキングを未完了のままにすることはできません。経済分析を提出前に実質的に完了させる必要があります。



項目	Form 48における主な変更点	企業に求められる実務上の対応
取引の集約	密接に関連する取引をまとめてベンチマーキングする場合、該当するTransaction ID、取引総額、集約対象額および集約対象外額を開示する必要があります。	取引を集約する理由を明確に文書化し、 TP StudyとForm 48で同一の集約方法 を採用する必要があります。
APA対象取引	APA(事前確認制度)の対象となる取引について、契約日、Acknowledgement Number、該当するTransaction ID、APAの対象金額などを専用項目で報告することが求められます。	APAを単なる参考資料として扱うのではなく、 **APAと各取引との対応関係を照合できる資料(APA-to-transaction reconciliation)** を整備する必要があります。
ロイヤルティ・ファイナンス・保証	契約日、ロイヤルティ率、融資額、通貨、金利、保証額、保証手数料など、追加的な情報が具体的に求められます。	会計情報だけでなく、 財務部門(Treasury)および法務部門が管理する契約情報 も収集する必要があります。総勘定元帳の金額だけでは不十分となる可能性があります。
AE負担費用・帳簿外項目	ストック・コンペンセーション、AEから提供されたソフトウェア／資産、従業員の出張・研修費用、出向費用、アウトソーシング費用などについて、会計帳簿への計上有無およびALP算定への反映有無を報告する項目が設けられています。	インド法人の帳簿に計上されていない場合でも、海外グループ会社が負担した費用を特定し、それらを移転価格上のコストベースに含めるか除外するか、その理由を文書化する 必要があります。
為替差益・補助金等	為替差益、政府補助金、助成金、インセンティブ、払い戻し等について、金額を個別に開示するとともに、ALP算定上どのように取り扱ったかを報告します。	TP Studyにおける 営業項目／営業外項目の区分 を見直し、Form 48での報告内容と一致させる必要があります。
移転価格文書の確認	Part Fでは、所定の条件を満たす場合に、規定された移転価格文書を適切に整備・保管しているかについて確認が求められます。	Form 48の認証前に 移転価格文書を完成させ、社内内容を検証 しておく必要があります。Form 48提出後に別途、年度末作業としてTP文書を完成させるという対応は避ける必要があります。

その他の重要な変更点

Form 48では、AE(関連企業)が負担した従業員関連費用などについて、単に「その費用が存在するか」だけでなく、**当該金額が会計帳簿に計上されているか、またALP(独立企業間価格)の算定に含まれているか**についても確認が求められます。

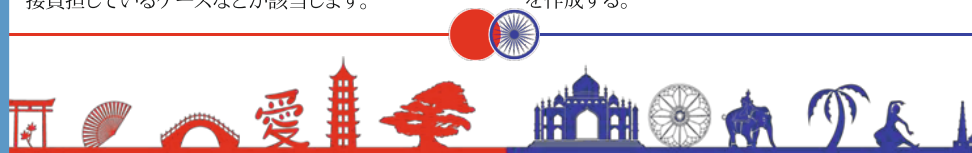
これは、特に****コスト・プラス方式／TNMM(取引単位営業利益法)****を採用するキャプティブ・サービス会社にとって重要となる可能性があります。グループ会社が、ストック・コンペンセーション、ソフトウェアライセンス料、出張費、研修費、その他の従業員関連費用を直接負担しているケースなどが該当します。

したがって、実務上の課題は単に****「何を開示する必要があるか」****という点だけではありません。**会計記録、グループ会社間契約(Inter-company Agreements)、およびTP Study(移転価格文書)**が、これらの費用について一貫した取扱いとなっているかを確認することが重要となります。

FY 2026-27に向けた企業の準備事項

企業は、初回のForm 48提出に備え、以下の事項を事前に検討・準備することが望めます。

- 従来のForm 3CEBのチェックリストだけに依存するのではなく、**取引単位でデータを管理するファイル**を作成する。



- AE(関連企業)の識別情報および関連関係の詳細を完全かつ正確に管理する。
- 取引金額を総勘定元帳(General Ledger)と照合し、支払額／支払予定額(Paid/Payable)と受取額／受取予定額(Received/Receivable)をそれぞれ区分して把握する。
- Form 48の作成前に、比較対象企業の検索、利益率、レンジ、比較可能性調整および取引の集約方法を確定する。
- AE負担の従業員関連費用、ソフトウェア／資産、出向費用、出張費、研修費、為替関連項目、補助金、ロイヤルティ、貸付および保証について、会計上および移転価格上の取扱いをそれぞれ確認する。

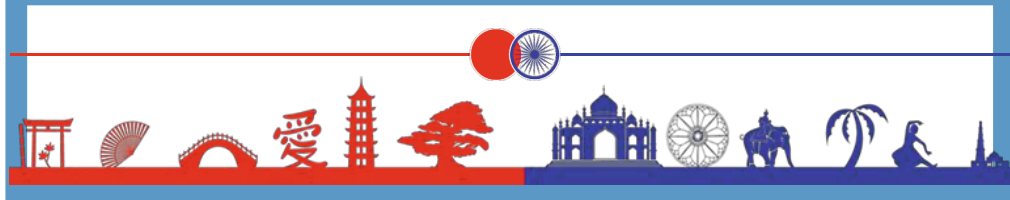
結論

Form 48により、移転価格コンプライアンスは、従来の概要ベースの報告業務から、取引単位での詳細な分析・開示を伴う報告業務へと変化します。

納税者にとって重要な実務上の変更点は、これまで主としてTP Study(移転価格文書)、契約書および社内の計算資料等に記載されていた情報が、今後は法定提出書類であるForm 48に直接反映されることになる点です。

そのため、経理・税務・移転価格担当チーム間で早期に連携し、会計帳簿、移転価格文書およびForm 48の内容に一貫性を確保することが重要となります。

クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。



発行部数
8,000部/毎月

